

令和3年1月29日 招集

# 1月定例総会議事録

新潟市西蒲区農業委員会

新潟市西蒲区農業委員会

## 令和3年1月定例総会議事録

- 1 開催日時 令和3年1月29日（金）午後3時から
- 2 開催場所 巻地区公民館 3階 小ホール
- 3 出席農業委員（19人）

1番 武田 要一郎	2番 小林 喜一郎	3番 間宮 一
4番 草野 伸一	5番 長谷川 浩成	6番 広川 浩
7番 清水 和子	8番 土田 正志	9番 棚邊 友衛
10番 堀内 多計司	11番 大島 伸吾	12番 阿部 マサ子
13番 笠原 和仁	14番 増井 勝	15番 小野塚 彦榮
16番 田邊 重夫	17番 槇田 士農夫	18番 吉田 浩
19番 田中 一男		
- 4 欠席農業委員 なし
- 5 出席農地利用最適化推進委員（17人）

2番 伊藤 勇	3番 大岩 稔	4番 川上 広志
5番 鈴木 隆	6番 青柳 一	7番 大滝 幸子
8番 尾張部 満	10番 高井 榮志英	11番 中野 文和
14番 本間 真由美	16番 赤川 勢一	17番 小林 克巳
18番 高橋 仁	21番 小林 守	24番 岡村 直樹
25番 高橋 忠雄	27番 長谷川 一利	
- 6 農業委員会事務局出席職員

事務局長 上原 文昭	事務局次長 佐々木 徹
農地係長 宮川 一也	農政振興係長 佐藤 政道

## 7 議事日程

### (1) 開 会

### (2) 議 事

日程第1 議事録署名委員の指名

日程第2 議事（農地部会所掌）

議案第1号 農地法第5条許可申請に関する処分決定について

(追加) 議案第3号 農地法第3条許可申請に関する意見決定について

報告事項 農地法第18条第6項の規定による通知書の受理について

報告事項 農地法第3条の3第1項の規定による届出書の受理について

報告事項 農地の転用事実に関する照会書について

報告事項 農地法第5条転用届出に関する買受適格証明書の交付について

報告事項 農地法第5条転用届出に関する受理について

日程第3 議事（農政振興部会所掌）

議案第2号 新潟市農用地利用集積計画の決定について

報告事項 新潟市農用地利用配分計画（案）について

日程第4 議事（部会所掌外）

議案第4号 令和3年度農地等利用最適化推進施策等に関する意見について

### (3) その他

### (4) 閉 会

## 8 会議の概要

開会時間：午後 3 時

事務局長	定刻になりましたので、これより 1 月定例総会を開催いたします。 開会にあたり間宮会長から開会のあいさつをお願いします。
会 長	<間宮会長あいさつ>
事務局長	ありがとうございました。それでは、議事に入らせていただきます。 なお、本日、欠席の連絡はありません。農業委員は全員出席していますので、規定により会議は成立しております。 また、合わせて 17 名の農地利用最適化推進委員の皆さんからご出席いただいておりますことをご報告いたします。 それでは会議規則第 5 条の規定によりまして、間宮会長より議長をお願いします。
議長（会長）	それでは議事日程に従い会議を進めます。 はじめに、日程第 1、議事録署名委員の指名についてお諮りします。 議事録署名委員につきましては、議長である私に一任いただけますでしょうか。
	（異議なし）
議長（会長）	皆さんから異議がありませんので、6 番、広川浩委員、7 番、清水和子委員を指名します。 引き続き日程第 2、議事に入ります。 最初は、農地部会所掌に関する議事でありますので、議長を増井農地部会長と交代いたします。
	<間宮会長は自席へ、増井農地部会長が議長席へ>
議長（農地部会長）	それでは、農地部会の所掌に関する議案などについて、議事を進めます。 議案第 1 号、農地法第 5 条許可申請に関する処分決定について、議案第 3 号、農地法第 3 条許可申請に関する意見決定について、事務局より説明をお願いします。
事務局（農地係長）	農地係の宮川でございます。私の方から議案の説明をさせていただきます。 議案第 1 号の転用案件につきましては、事前に配布いたしました「転用補足説明資料」と併せてご覧ください。 議案書 1 ページをご覧ください。 議案第 1 号「農地法第 5 条許可申請に関する処分決定について」ご説明を申し上げます。 1 号案件は、岩室地区において、管工事業を営む転用事業者が、事業拡大により手狭となっている資材置場の増設を行うため、申請地を買い受け、造成工事を行う計画でございます。

	<p>2号案件は、西川地区において、農業を営み農地所有適格法人である転用事業者は、経営地の規模拡大を図るため、申請地を買い受け、必要となる乾燥調製施設の建設を行う計画でございます。</p> <p>3号案件は、巻地区において、現在、三条市内にお住いの転用事業者が、子供の将来のことを考え、妻の実家近くにある申請地を祖母より使用貸借により借り受け、個人住宅を建築し、親子3人で移り住む計画でございます。</p> <p>いずれも、調査委員会に付託されている案件でございます。</p> <p>続きまして、議案第3号、農地法第3条許可申請に関する意見決定について、ご説明を申し上げます。</p> <p>本日お配りいたしました追加議案書1ページ及び2ページをご覧ください。</p> <p>1号及び2号案件は、西川地区において、母から子、そして祖母から孫へそれぞれ世帯内贈与を行うものでございます。</p> <p>3号及び4号案件は、湯東地区において、いずれも、譲渡人が耕作不便となっている申請地を譲受人へ贈与するものでございます。</p> <p>2ページ5号案件は、中之口地区において、祖父が農業者年金継続受給のため、父に使用貸借権の設定により貸し付けていた申請地を、新たに経営主となる孫が父から引き継ぐため、使用貸借権の移転を行うものでございます。</p> <p>6号及び7号案件は、巻地区において、譲受人が、いずれも経営農地の近隣にある申請地を買い受け、規模拡大を図るものでございます。</p> <p>8号案件は、巻地区において、譲渡人が耕作不便となっている申請地を以前の賃借人である譲受人へ贈与するものでございます。</p> <p>以上の申請案件につきましては、「地区担当委員」が現地確認済みであり、農地法第3条第2項に照らし合わせ該当しないため、許可要件を満たしているものと考えます。</p> <p>以上で説明を終わります。ご審議の程よろしくお願い申し上げます。</p>
議長（農地部会長）	<p>事務局の説明が終わりました。</p> <p>引き続き、調査委員会の結果について、委員長から報告をお願いします。</p>
8番（土田正志委員）	<p>それでは、去る26日、区役所302会議室で行われました調査委員会における聴取案件について報告します。</p> <p>出席委員は7名で、調査委員長は、わたくし土田正志が務めました。</p> <p>聴取案件は、農地法第5条許可申請3件でありました。</p> <p>別添の「調査委員長報告書」をご覧ください。ここに記載のとおり、申請案件について、申請人から申請理由等を聴取し、審議を行った結果、許可相当との意見で全委員一致しました。</p> <p>また、追加議案書2ページ及び2ページにあります農地法第3条許可申請に関する意見決定の件についてであります。事前に担当地区委員より現地調査を行っていただき、調査委員会に付託する案件はありませんでしたが、現地調査確認調書に基づき審議を行った結果、許可相当との意見で全委員一致しました。以上で報告を終わります。</p>
議長（農地部会長）	<p>ありがとうございました。</p> <p>事務局の説明、調査委員長の報告が終わりました。</p> <p>ただいまの説明、報告にご意見、ご質問はありませんか。</p>
	<p>（意見・質問なし）</p>

議長（農地部 会長）	皆さんから意見、質問がありませんので、これより採決に移ります。 議案第1号 農地法第5条許可申請に関する処分決定について、採決します。提案のとおり申請を許可することすることに異議はありませんか。
	（異議なし）
議長（農地部 会長）	皆さんから異議がありませんので、許可と決定します。 続きまして、議案第3号 農地法第3条許可申請に関する意見決定について採決しますが、委員に関する案件がありますので、先議します。 1 ページ4号の案件については、私に関する案件となりますので退席させていただきます。しばらくの間、農地部会長代理より議長をお願いします。
	<増井農地部会長は退席、田中農地部会長代理が議長席へ>
議長（農地部 会長代理）	それでは、しばらくの間、議長を務めさせていただきますので、よろしく お願いします。 それでは、1 ページ4号について採決します。 提案のとおり許可相当とすることすることに異議はありませんか。
	（異議なし）
議長（農地部 会長代理）	皆さんから異議がありませんので、許可相当と決定します。 関係委員の入場を許します。 以上をもちまして、議長を農地部会長に交代します。
	<増井農地部会長が入場、田中農地部会長代理は自席へ>
議長（農地部 会長）	それでは審議を続けます。 以上で関係する委員に関する案件は終わりました。 続きまして、委員に関する案件について採決します。 提案のとおり許可相当とすることすることに異議はありませんか。
	（異議なし）
議長（農地部 会長）	皆さんから異議がありませんので、許可相当と決定し、新潟市長へ回答 します。 続きまして、報告事項に移ります。 農地法第18条第6項の規定による通知書の受理について、農地法第3条 の3第1項の規定による届出書の受理について、農地の転用事実に関する照 会書について、農地法第5条転用届出に関する買受適格証明書の交付につ いて、農地法第5条転用届出に関する受理について、以上5件を一括して、事 務局より説明をお願いします。
事務局（農地 係長）	農地係の宮川でございます。私の方から、議案書の報告事項の説明をさせ ていただきます。 議案書4ページをご覧ください。

	<p>農地法第18条第6項の規定による通知書の受理について、ご報告を申し上げます。</p> <p>まず、岩室地区でございます。</p> <p>2ページ1号から13ページ58号の58件、230筆、179,465.38㎡が、この度の解約地となっております。</p> <p>続きまして、西川地区でございます。</p> <p>14ページ59号から20ページ91号の33件、494筆、351,103.04㎡が、この度の解約地となっております。</p> <p>続きまして、潟東地区でございます。</p> <p>21ページ92号、93号の2件、3筆、2,954㎡が、この度の解約地となっております。</p> <p>続きまして、中之口地区でございます。</p> <p>21ページ94号から23ページ、105号の12件、24筆、91,344㎡が、この度の解約地となっております。</p> <p>最後に、巻地区でございます。</p> <p>24ページ、106号から40ページ、189号の84件、487筆、451,875.60㎡が、この度の解約地となっております。</p> <p>なお、岩室、西川、巻地区におけるこの度の合意解約につきましては、その多くが、JA越後中央が事業主体となり実施しております「農地利用集積円滑化事業」から国の「農地中間管理事業」へ移行するための解約となっております。</p> <p>続きまして、41ページ、42ページ及び43ページをご覧ください。</p> <p>農地法第3条の3第1項の規定による届出書の受理について、ご報告を申し上げます。</p> <p>相続により農地を農地法の許可を得ることなく権利移動したものについて17件の届出があり、受理をいたしましたのでご報告を申し上げます。</p> <p>なお、当委員会への利用権設定等の斡旋希望はございませんでした。</p> <p>続きまして、44ページをご覧ください。</p> <p>農地の転用事実に関する照会書について、ご報告を申し上げます。</p> <p>1号、2号につきましては、新潟地方法務局から「地目認定」の照会があり、いずれも「非農地」として回答いたしましたのでご報告申し上げます。</p> <p>続きまして、45ページをご覧ください。</p> <p>「農地法第5条第1項の規定による届け出を要する農地の買受適格証明書の交付について」ご報告を申し上げます。</p> <p>1号につきましては、西川地区において、南区で建築業を営む届出人が、競売落札により資材置場の造成を行うことを目的とし、新潟地方裁判所が実施する競売に参加するための届け出がなされ、買受適格証明書を交付いたしましたので、ご報告を申し上げます。</p> <p>続きまして、46ページをご覧ください。</p> <p>「農地法第5条転用届出に関する受理について」ご報告を申し上げます。</p> <p>1号、2号及び3号は、西川地区において、いずれも「個人住宅建築敷地」として転用の届け出があり、受理をいたしましたのでご報告申し上げます。</p> <p>以上で報告事項の説明を終わります。皆様よろしくようお願い申し上げます。</p>
議長（農地部会長）	<p>事務局の説明が終わりました。</p> <p>ただいまの報告にご質問はありませんか。</p>
	<p>(質問なし)</p>

議長（農地部会長）	皆さんから質問がありませんので、事務局報告のとおり承認と決定します。以上で農地部会所掌の議事は終了しました。議長を吉田農政振興部会長と交代します。
	<増井農地部会長は自席へ、吉田農政振興部会長が議長席へ>
議長（農政振興部会長）	それでは農政振興部会の所掌に関する議案などについて、議事を進めます。議案第2号 新潟市農用地利用集積計画の決定について、事務局の説明をお願いします。
事務局（農政振興係長）	<p>お疲れさまです。それでは、お手元の議案書の議案第2号「新潟市農用地利用集積計画の決定について」説明いたします。</p> <p>議案第2号は、（2-1：一般案件）と（2-2：農地中間管理事業関連）の2分冊で構成されています。</p> <p>まず、はじめに（2-1：一般案件）を、お願いいたします。</p> <p>表紙をめくっていただきまして、「令和3年利用権促進事業地区別実績表」の「新規分」でございます。</p> <p>契約期間3年は、岩室地区1件、田、1,856㎡、巻地区1件、田、10,796㎡、合計2件で、田の計、12,652㎡です。</p> <p>契約期間6年は、岩室地区4件、田、9,211㎡、畑、834㎡、計10,045㎡、潟東地区2件、田、5,662㎡、巻地区5件、田、25,701㎡、合計11件で、田畑の計、41,408㎡です。</p> <p>契約期間10年は、岩室地区2件、田、12,796㎡、潟東地区3件、田、17,321㎡、中之口地区1件、田、14,821㎡、巻地区5件、田、49,173㎡、畑、931㎡、計、50,104㎡、合計11件で、田畑の計95,042㎡です。</p> <p>以上、新規の合計は24件、田畑の計、149,102㎡でございます。詳細につきましては、1ページ1号から5ページ24号に記載のとおりでございます。</p> <p>次に所有権移転です。実績表右側をご覧ください。上段が交換、下段が売買でございますが、今月は、交換はございませんでした。</p> <p>売買は、岩室地区1件、田、20,694㎡、西川地区2件、田、14,242㎡、中之口地区1件、田、11,129㎡、巻地区2件、田、2,330㎡、合計6件で、田の計、48,395㎡でございます。詳細については、11ページ1号から12ページ6号に記載のとおりでございます。</p> <p>続きまして、実績表の2枚目をお願いいたします。利用権設定の「更新分」でございます。</p> <p>利用権設定の契約期間3年は、岩室地区4件、田、28,095㎡、畑、336㎡、計、28,431㎡、潟東地区1件、田、397㎡、中之口地区1件、田、10,818㎡、畑、115㎡、計、10,933㎡、合計6件で、田畑の計39,761㎡です。</p> <p>契約期間6年は、岩室地区1件、田、7,612㎡、中之口地区2件、田、21,496㎡、合計3件で、田の計、29,108㎡です。</p> <p>契約期間10年は、西川地区1件、田、158㎡、潟東地区2件、田、6,126㎡、中之口地区5件、田、26,923㎡、畑、204㎡、計、27,127㎡、巻地区8件、田、55,264㎡、畑、1,676㎡、計、56,940㎡、合計16件で、田畑の計90,351㎡です。</p> <p>以上、更新の合計は25件、田畑の計、159,220㎡でございます。詳細については、6ページ1号から10ページ25号に記載のとおりでございます。</p>

	<p>実績表の3ページ目は、今ほどの合計表でございますので、説明は省略させていただきます。なお、13ページ1号から4号は、利用権の移転で耕作者の変更でございます。</p> <p>続きまして、新潟市農用地利用集積計画の決定について(2-2:農地中間管理事業関連)をお願いいたします。</p> <p>表紙をめくっていただきまして、「令和3年 利用権促進事業(農地中間管理事業) 地区別実績表の「新規分」でございます。</p> <p>利用権設定の契約期間3年(の区分)は、中之口地区1件、田、3,519㎡です。</p> <p>契約期間6年(の区分)は、岩室地区1件、田、3,043㎡、巻地区1件、田、3,004㎡、合計2件で、田の計、6,047㎡です。</p> <p>契約期間10年(の区分)は、岩室地区41件、田、119,213㎡、畑、220㎡、計、119,433㎡、西川地区19件、田、150,681㎡、畑、1,723㎡、計、152,404㎡、潟東地区5件、田、89,149㎡、畑、1,662㎡、計、90,811㎡、中之口地区3件、田、49,988㎡、畑、46㎡、計、50,034㎡、巻地区4件、田、23,513㎡、畑、692㎡、計、24,205㎡、合計72件で、田畑の計、436,887㎡です。</p> <p>以上、新規の合計は75件、田畑の計、446,453㎡でございます。詳細については、1ページ1号から、15ページ75号に記載のとおりでございます。</p> <p>実績表の2ページ目は、今ほどの合計表でございますので、説明は省略させていただきます。</p> <p>以上、(2-1:一般案件)及び(2-2:農地中間管理事業関連)いずれも農業経営基盤強化促進法第18条第3項の要件を満たすと考えられるものがございます。ご審議のほど、お願いいたします。</p>
議長(農政振興部会長)	<p>事務局の説明が終わりました。</p> <p>ただ今の説明にご意見、ご質問はありませんか。</p>
	<p>(意見・質問なし)</p>
議長(農政振興部会長)	<p>皆さんからご意見、ご質問がありませんので、これより採決に移ります。</p> <p>提案のとおり承認することに異議はありませんか。</p>
	<p>(異議なし)</p>
議長(農政振興部会長)	<p>皆さんから異議がありませんので、事務局提案のとおり決定とします。</p> <p>なお、決定された計画は、令和3年2月15日に公告の予定です。</p> <p>引き続いて、報告事項に移ります。</p> <p>新潟市農用地利用配分計画(案)について、事務局の説明をお願いします。</p>
事務局(農政振興係長)	<p>それでは、別冊の報告事項、新潟市農用地利用配分計画(案)について、をお願いいたします。</p> <p>表紙をめくっていただきまして、地区別実績表でございます。</p> <p>利用権設定の契約期間3年(の区分)は、中之口地区1件、田、3,519㎡です。</p> <p>契約期間6年(の区分)は、岩室地区1件、田、3,043㎡、巻地区1件、田、3,004㎡、合計2件で、田の計、6,047㎡です。</p> <p>契約期間10年(の区分)は、岩室地区41件、田、119,213㎡、畑、220㎡、計、119,433㎡、西川地区19件、田、150,681㎡、畑、1,723㎡、計、152,404㎡、潟東地区5件、田、89,149㎡、畑、1,662㎡、計、90,811㎡、</p>

	<p>中之口地区3件、田、49,988㎡、畑、46㎡、計、50,034㎡、巻地区4件、田、23,513㎡、畑、692㎡、計、24,205㎡、合計72件で、田畑の計、436,887㎡です。</p> <p>以上、新規の合計は75件、田畑の計 446,453㎡でございます。</p> <p>詳細については、1ページ1号から、15ページ75号に記載のとおりでございます。</p> <p>実績表の2ページ目は、今ほどの合計表ですので、説明は省略させていただきます。</p> <p>先ほどの議案第2号の農用地利用集積計画により、出し手から機構に貸借したもので、利用配分計画(案)を作成した内容となっています。</p> <p>なお、16ページ1号から17ページ9号は中間管理権の移転で、耕作者を変更するものです。説明は、以上でございます。</p>
議長（農政振興部会長）	<p>事務局の説明が終わりました。</p> <p>ただいまの報告にご質問はありませんか。</p>
	<p>(質問なし)</p>
議長（農政振興部会長）	<p>皆さんから質問がありませんので、事務局報告のとおり承認することに決定します。</p> <p>以上で農政振興部会所掌の議事は終了しましたので、議長を間宮会長と交代します。</p>
	<p>&lt;吉田農政振興部会長は自席へ、間宮会長が議長席へ&gt;</p>
議長（会長）	<p>増井農地部会長、吉田農政振興部会長、ありがとうございました。</p> <p>続きまして、日程第4、令和3年度農地等利用最適化推進施策等に関する意見について、事務局よりお願いします。</p>
事務局長	<p>では、わたくしから追加議案第4号、令和3年度農地等利用最適化推進施策等に関する意見、について説明させていただきます。</p> <p>議案第4号を参照願います。</p> <p>例年2月に行われております、新潟市長と6農業委員会役員との懇談会ですが、今年も2月2日に行う予定でございましたが、新型コロナウイルスで「緊急事態宣言」が出されている地域もあり、新潟県からも警報が出されている状況を考慮して、今年度は中止とし、代わりに6農業委員会の各会長が市長室へ出向き、正式に「農業委員会等に関する法律第38条第1項の規定に基づいた意見書」を市長へ提出することになりました。</p> <p>この意見書がお手元にある議案の意見書ですが、市長に提出するにあたり、各農業委員会でこれを提出してよしいか、議案として提案し、議決を得るよう、中央農業委員会事務局から指示がありましたので、本日議案第4号として提案をさせていただきました。</p> <p>なお、西蒲区農業委員会からの意見の提案は最後のページに記載されていますが、昨年秋に代表者会議で承認されました「新潟市農業振興地域整備計画への地域農家の意見・要望の反映について」を出させていただきました。</p> <p>なお、先ほど開催されました、代表者会議においても、議案の提出について、あらかじめ承認を得ていますことを付け加えさせていただきます。</p>

	<p>よろしく、ご審議のほどお願いいたします。</p>
議長（会長）	<p>事務局の説明が終わりました。このような形で市長に要望するつもりですが、ご意見、ご質問はありませんか。</p>
	<p>（意見・質問なし）</p>
議長（会長）	<p>皆さんからご意見、ご質問がありませんので提案のとおり承認することに異議はありませんか。</p>
	<p>（異議なし）</p>
議長（会長）	<p>皆さんから異議がありませんので、提案のとおり承認することとします。以上で、議事として提案した案件は終了しました。引き続き、その他の案件に入ります。事務局よりお願いします。</p>
事務局（次長）	<p>委員の皆さん、お疲れ様です。 私より1月の会務報告及び2月の業務予定について報告いたします。本日配付しました資料1をご覧ください。 1月の会務報告は、ご覧のとおりです。 次に、裏面が現時点での2月の業務予定となっております。 2月2日は、例年は市長との懇談会が開催されておりますが、今回は市への意見書の提出ということで、先ほど承認されました議案第4号の意見書について、市内6農業委員会会長が新潟市長に手渡すこととなっております。 次に19日は、地域別農業委員会会長・事務局長会議が開催されます。その後に引き続き下越地区農業委員会連絡協議会が開催され、会長及び事務局長が出席される予定です。 次に、2月の調査委員会は22日（月）の開催で、第5調査委員会の委員の皆さんが担当となります。よろしくお願いします。 次に、2月の定例総会は26日（金）に開催の予定です。 続きまして、令和3年度の総会日程等についてお話しします。 資料2をご覧ください。表は農地法関係の申請や届け出についての日程表で、裏面は農業経営基盤強化促進事業による業務計画表となっております。 どちらも定例総会の日程に基づいて定められており、市内6農業委員会で統一の日程となっております。 この総会日程については、先ほど開かれました代表者会議において承認されたものです。 最後に、そろそろ税金の申告時期になりますが、本日、委員報酬の源泉徴収票をお配りしています。併せて、経費算入が見込まれそうなものとして委員積立金などを集計した、負担金等領収証明書を配付させていただきました。内容については例年通りの内容となっておりますので、必要に応じてお使いいただければと思います。私からは以上です。</p>
事務局（農政振興係長）	<p>それでは、引き続き説明いたします。 今回は、当日配付資料、緑色の資料の、資料3-1をお願いいたします。 令和2年の新潟市西蒲区内の実勢価格情報ということで、令和2年の1月から12月までの賃借権を結んだものの情報でございます。</p>

	<p>田につきましては、西蒲区内の情報を基に、平均額を算出しておりまして、データ数は7,787筆で平均額は19,600円となりました。</p> <p>次に畑ですが、こちらは新潟市全域のデータとなっております。データ数は513筆、平均額は9,300円となりましたので、お知らせいたします。なお、資料3-1の裏面には、履歴情報ということで、過去からの推移を掲載していますので、ご参考にしていただければと思います。</p> <p>次に資料3-1をはぐりまして2枚目の資料3-2をご覧ください。参考といたしまして、まだ決定ではありませんが、JAさんの資料を付けさせていただきました。裏面の下の方に単価が載っていますけれども、昨年より下がる方向で検討されているようですので、情報提供いたします。</p> <p>事務局の説明については以上です。</p>
議長（会長）	<p>事務局の説明が終わりました。</p> <p>何か質問等がありますか。</p>
	<p>（なし）</p>
議長（会長）	<p>特にないようですので、以上をもちまして1月定例総会を終了します。</p>

閉会時間：午後3時50分

議事録に相違ないことを認める。

議 長 間 宮 一

署名委員 広 川 浩

署名委員 清 水 和 子

